

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

北海道ヒグマ注意報等発出実施要領の改正について（通知）

このことについて、北海道環境生活部長から、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

この度の改正では、ヒグマ出沒に対するより効果的な注意喚起や実効性ある対策につなげていくため、次のとおり、ヒグマ注意報等の発出基準などが見直されております。

つきましては、各学校等において、本要領の改正内容を確認の上、引き続き、ヒグマの出沒に対する学校及び登下校の安全確保の取組に万全を期すようお願いします。

なお、道のヒグマ対策室から当課に対して、ヒグマ注意報等を発出した旨の情報提供があった場合は、該当の道立学校及び市町村教育委員会に注意喚起を行いますので、市町村の鳥獣行政担当部局や警察等の関係機関と連携し、一層の安全対策を講じるようお願いします。

また、令和 7 年 8 月 18 日付け教生学第 616 号通知『「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」の追録について』を参考に、各学校等の危機管理マニュアルを改訂するなどして、ヒグマが出沒した際に、迅速かつ適切に対応できる体制等についても整備しておくようお願いします。

記

1 ヒグマ注意報等の発出基準の改正について

従来の発出基準に以下の内容が追加されています。

(1) ヒグマ警報

人をおそれないヒグマが頻繁に市街地に出沒するなど、人身被害（死傷）が発生するおそれが非常に高まったとき

(2) ヒグマ注意報

人家敷地内やその近隣でヒグマの痕跡が確認される場合など、住民等への人身被害（死傷）の発生が懸念されるとき

<安全対策等のための参考資料>

○「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」（追録）

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/107303.html>

○「ヒグマ対策の手引（北海道）」

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/higuma_taisaku.html

○「クマ類の出沒対応マニュアルー改定版ー」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

（学校安全係）

(写)

野 生 第 1011 号
令和8年(2026年)1月16日

北海道ヒグマ対策推進会議構成員 様

環 境 生 活 部 長

北海道ヒグマ注意報等発出実施要領の改正について(通知)

このことについて、ヒグマの出没に対するより効果的な注意喚起や実効性ある対策につなげていくため、次のとおり改正しましたのでお知らせします。

本制度の運用にあたりまして、特段の御協力をいただけますようお願い申し上げます。

記

1 北海道ヒグマ注意報等発出実施要領

- ・ 改正版 ・・・別紙1のとおり
- ・ 新旧対照表 ・・・別紙2のとおり

2 施行日

令和8年(2026年)1月16日

3 参考資料

別添「北海道ヒグマ注意報等の改正概要」

自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室
担当：亀崎
内線：6-210-24-383

北海道ヒグマ注意報等発出実施要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道ヒグマ管理計画（第2期）の第2章の3（1）①ア（エ）の規定に基づき、道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害を防止するために、必要な注意喚起を行うとともに、市町村等における効果的な人身被害防止対策につなげていくことなどを目的に注意報等を発出するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 注意報等の名称は、次のとおりとする。

- (1) ヒグマ警報（以下、「警報」という。）
- (2) ヒグマ注意報（以下、「注意報」という。）
- (3) ヒグマ注意喚起（以下、「注意喚起」という。）

2 この要領において「市街地付近」とは、市町村が策定するヒグマゾーニング計画における排除地域又は防除地域など市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。

(注意報等発出の基準)

第3条 注意報等を発出する基準は、原則、次のとおりとする。

(1) 警報

市街地付近において、人身被害（死傷）が発生したときのほか、人をおそれないヒグマが頻繁に市街地に出没するなど、人身被害（死傷）が発生するおそれが非常に高まったとき。

(2) 注意報

ア 市街地付近において、ヒグマが頻繁に出没又は農業等被害が発生した場合のほか、人家敷地内やその近隣でヒグマの痕跡が確認される場合など、住民等への人身被害（死傷）の発生が懸念されるとき。

イ 市街地付近以外において、ヒグマによる人身被害（死傷）が発生したとき。

(3) 注意喚起

ア 人が野山に入る機会が多くなり人身被害のリスクが高くなる季節など、注意を促す必要があるとき。

イ 地域の実情に応じて、（総合）振興局が所管する地域で注意を促す必要があるとき。

(注意報等を発出する区域)

第4条 注意報等を発出する区域は、次のとおりとする。

(1) 警報及び注意報を発出する区域は、原則として、ヒグマが出没している若しくは被害が発生した市町村又はその区域とする。

なお、地理的状況や被害状況を考慮し、隣接する市町村も必要に応じ対象に加えることができるものとする。

(2) 注意喚起を発出する区域は、必要に応じて適宜、設定することができるものとする。

(注意報等の期間)

第5条 注意報等の期間は、次のとおりとする。

(1) 警報及び注意報は、発出後1か月間を目安とし、出没頻度や人身被害の状況を勘案

し、引き続き、住民に注意を促す必要があると判断される場合は、延長することができるものとする。

なお、警報及び注意報を発出した原因が改善された場合は、終了することができるものとする。

(2) 注意喚起は、必要に応じ期間を設けることができるものとする。

(注意報等の発出)

第6条 注意報等の発出は、次により行うものとする。

(1) 警報・注意報

(総合) 振興局環境生活課(以下、「振興局」という。)は、現場の利用状況、出没頻度の情報を収集し、人身被害があった場合は被害者の受傷状況の確認を行い、発出の必要性、区域及び期間について市町村等と調整の上、環境生活部野生動物対策課ヒグマ対策室(以下、「対策室」という。)と協議を行うものとする。

対策室は、振興局や市町村等の意向を考慮し、発出の実施について決定し、振興局と同時に発出する。

(2) 注意喚起

ア 第3条(3)アについては、対策室は、時期を定め又は必要に応じて、広く道民や来道者に注意を呼びかけることとし、対策室又は振興局で発出する。

イ 第3条(3)イについては、振興局は、時期を定め又は必要に応じて、所管する管内の住民に注意を呼びかけることとし、振興局で発出する。

(注意報等の周知)

第7条 対策室及び振興局(以下、「道」という。)は、注意報等を発出したときは、道のホームページ、SNS等や報道機関を通じて道民及び来道者に周知するとともに、北海道ヒグマ対策推進会議の構成員(以下、「関係機関等」という。)に対し、その旨を通知し、道民や各関連団体等への注意喚起に関して協力を依頼するものとする。

また、道は状況に応じて、必要な機関等に周知を依頼することとする。

(警報及び注意報発出時の対応)

第8条 警報及び注意報を発出時には、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、道は、関係機関等と連携して必要な対応を行うものとする。

また、対応に当たっては「ヒグマ対策の手引き」も参考とするものとする。

2 警報及び注意報を発出時には、道、市町村、関係機関等は、平時からの取組のほか、次の取組例も参考に、企業や団体の協力を得ながら注意喚起等の必要な取組を行うこととする。

機関	注意報	警報
道	<ul style="list-style-type: none">・道民への周知(HP・SNS)・専門人材の派遣・電気柵や自動撮影カメラの貸出・設置協力・関係機関との連携強化	<p>(注意報の取組に加え)</p> <ul style="list-style-type: none">・職員の派遣・パトロールの協力

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知（HP・SNS・エリアメール・防災無線・広報車・町内会・チラシ配布） ・周辺パトロール ・誘引物の除去や管理の徹底 ・クマの探索、箱わなの設置 ・電気柵や自動撮影カメラの設置 ・関係機関との連携強化 	<p>（注意報の取組に加え）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部立ち上げ ・24時間体制での町内パトロール ・住民の早朝・夜間の外出の自粛 ・企業等に対する早朝・夜間の活動への配慮のお願い
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・農業現場における注意喚起・安全確保 （北海道農政事務所・道農政部） ・林業現場における注意喚起・安全確保 （北海道森林管理局・道水産林務部） ・道路・河川巡視におけるヒグマ出没に関する情報提供 （北海道開発局・道建設部） ・観光施設を通じた注意喚起・安全確保 （北海道運輸局・道経済部） ・学校等への注意喚起（道教育庁・道総務部） ・周辺パトロール強化（道警察本部） <p>※ 上記に加え、関係機関の連携強化等、状況に応じた必要な取組を実施</p>	

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、注意報等の発出に関して必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）5月1日から施行する。

この要領は、令和8年（2026年）1月16日から施行する。

(参考) 北海道ヒグマ注意報等の改正概要

■目的

ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害を防止するために、必要な注意喚起を行うとともに、市町村等における効果的な人身被害防止対策につなげていく。

■発出基準

	注意報	警報
改正前	<ul style="list-style-type: none">・市街地付近において、ヒグマが頻繁に出没又は農業等被害が発生し、住民への人身被害（死傷）の発生が懸念されるとき。・市街地付近以外において、ヒグマによる人身被害（死傷）が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none">・市街地付近において、人身被害（死傷）が発生したとき。
改正後	<ul style="list-style-type: none">・市街地付近において、ヒグマが頻繁に出没又は農業等被害が発生した場合のほか、人家敷地内やその近隣でヒグマの痕跡が確認される場合など、住民等への人身被害（死傷）の発生が懸念されるとき。・市街地付近以外において、ヒグマによる人身被害（死傷）が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none">・市街地付近において、人身被害（死傷）が発生したときのほか、人をおそれないヒグマが頻繁に市街地に出没するなど、人身被害（死傷）が発生するおそれが非常に高まったとき。

■その他

- ・ ヒグマ注意報等発出時、北海道ヒグマ対策推進会議の構成員あて通知し、また、状況に応じ、必要な機関等に周知を依頼する。
- ・ 注意報、警報発出時における道、市町村及び関係機関の取組例を明記するとともに、企業や団体の協力を得ながら注意喚起等を行い、注意報等の発出時に関係機関が連携協力した実効性ある取組を促進する。

北海道ヒグマ注意報等発出実施要領 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的) 第1条 この要領は、北海道ヒグマ管理計画(第2期)の第2章の3(1)①ア(エ)の規定に基づき、道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる<u>人身被害を防止することなどを目的に行う注意報等の発出にあたり、必要な事項を定める。</u></p> <p>(定義) 第2条 注意報等の名称は、次のとおりとする。 (1) ヒグマ警報(以下、「警報」という。) (2) ヒグマ注意報(以下、「注意報」という。) (3) ヒグマ注意喚起(以下、「注意喚起」という。)</p> <p>2 この要領において「市街地付近」とは、市街地等(市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部)、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。</p> <p>(注意報等発出の基準) 第3条 注意報等を発出する基準は、原則、次のとおりとする。 (1) 警報 市街地付近において、人身被害(死傷)が発生したとき。 (2) 注意報 ア 市街地付近において、<u>ヒグマが頻繁に出没又は農業等被害が発生し、住民への人身被害(死傷)の発生が懸念される</u>とき。 イ 市街地付近以外において、ヒグマによる人身被害(死傷)が発生したとき。 (3) 注意喚起 ア <u>ヒグマによる人身被害が多発する季節など、注意を促す必要がある</u>とき。 イ 地域の実情に応じて、(総合)振興局が所管する地域で注意を促す必要があるとき。</p> <p>(注意報等を発出する区域) 第4条 注意報等を発出する区域は、次のとおりとする。 (1) 警報及び注意報を発出する区域は、原則として、ヒグマが出没している若しくは被害が発生した市町村又はその区域とする。 なお、地理的状況や被害状況を考慮し、隣接する市町村も必要に応じ対象に加えることができるものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この要領は、北海道ヒグマ管理計画(第2期)の第2章の3(1)①ア(エ)の規定に基づき、道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、<u>ヒグマによる人身被害を防止するために、必要な注意喚起を行うとともに、市町村等における効果的な人身被害防止対策につなげていくことなどを目的に注意報等を発出するにあたり、必要な事項を定める。</u></p> <p>(定義) 第2条 (現行のとおり)</p> <p>2 この要領において「市街地付近」とは、<u>市町村が策定するヒグマゾーニング計画における排除地域又は防除地域など市街地等(市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部)、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。</u></p> <p>(注意報等発出の基準) 第3条 注意報等を発出する基準は、原則、次のとおりとする。 (1) 警報 市街地付近において、人身被害(死傷)が発生したときのほか、<u>人をおそれないヒグマが頻繁に市街地に出没するなど、人身被害(死傷)が発生するおそれが非常に高まった</u>とき。 (2) 注意報 ア 市街地付近においてヒグマが頻繁に出没又は農業等被害が発生した場合のほか、<u>人家敷地内やその近隣でヒグマの痕跡が確認される場合など、住民等への人身被害(死傷)の発生が懸念される</u>とき。 イ (現行のとおり) (3) 注意喚起 ア <u>人が野山に入る機会が多くなり人身被害のリスクが高くなる季節など、注意を促す必要がある</u>とき。 イ (現行のとおり)</p> <p>(注意報等を発出する区域) 第4条 (現行のとおり)</p>

現 行	改 正 案
<p>(2) 注意喚起を発出する区域は、必要に応じて適宜、設定することができるものとする。</p> <p>(注意報等の期間) 第5条 注意報等の期間は、次のとおりとする。 (1) 警報及び注意報は、発出後1か月間を目安とし、出没頻度や人身被害の状況を勘案し、引き続き、住民に注意を促す必要があると判断される場合は、延長することができるものとする。 なお、警報及び注意報を発出した原因が改善された場合は、終了することができるものとする。 (2) 注意喚起は、必要に応じ期間を設けることができるものとする。</p> <p>(注意報等の発出) 第6条 注意報等の発出は、次により行うものとする。 (1) 警報 (総合) 振興局環境生活課(以下、「振興局」という。)は、<u>人身被害の発生状況を環境生活部野生動物対策課ヒグマ対策室(以下、「対策室」という。)に連絡し、対策室は、発出の実施について決定し、振興局と同時に発出する。</u> <u>なお、振興局は、関係市町村に対し、事前に情報提供を行う。</u></p> <p>(2) 注意報 振興局は、現場の利用状況、出没頻度の情報を収集し、人身被害があった場合は被害者の受傷状況、現場確認を行い、発出の必要性、区域及び期間について市町村等と調整の上、対策室と協議を行うものとする。 対策室は、振興局や市町村等の意向を考慮し、発出の実施について決定し、振興局と同時に発出する。</p> <p>(3) 注意喚起 ア 第3条(3)アについては、対策室は、時期を定め又は必要に応じて、広く道民や来道者に注意を呼びかけることとし、対策室又は振興局で発出する。 イ 第3条(3)イについては、振興局は、時期を定め又は必要に応じて、所管する管内の住民に注意を呼びかけることとし、振興局で発出する。</p> <p>(注意報等の周知) 第7条 対策室及び振興局(以下、「道」という。)は、注意報等を発出したときは、道のホームページ、SNS等や報道機関を通じて道民及び来道者に周知するとともに、<u>庁内関係部局・関係機関・関係市町村(以下、「関係機関等」という。)に対し、その旨を通知するものとする。</u></p>	<p>(注意報等の期間) 第5条 (<u>現行のとおり</u>)</p> <p>(注意報等の発出) 第6条 注意報等の発出は、次により行うものとする。 (1) <u>警報・注意報</u> (総合) 振興局環境生活課(以下、「振興局」という。)は、<u>現場の利用状況、出没頻度の情報を収集し、人身被害があった場合は被害者の受傷状況の確認を行い、発出の必要性、区域及び期間について市町村等と調整の上、環境生活部野生動物対策課ヒグマ対策室(以下、「対策室」という。)と協議を行うものとする。</u> <u>対策室は、振興局や市町村等の意向を考慮し、発出の実施について決定し、振興局と同時に発出する。</u></p> <p>(2) <u>注意喚起</u></p> <p>(注意報等の周知) 第7条 対策室及び振興局(以下、「道」という。)は、注意報等を発出したときは、道のホームページ、SNS等や報道機関を通じて道民及び来道者に周知するとともに、<u>北海道ヒグマ対策推進会議の構成員(以下、「関係機関等」という。)に対し、その旨を通知し、道民や関連団体等への注意喚起に関して協力を依頼するものとする。</u></p>

現 行	改 正 案												
<p>(警報及び注意報発出時の対応) 第8条 警報及び注意報を発出時には、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、道は、関係機関等と連携して必要な対応を行うものとする。 また、対応に当たっては「ヒグマ対策の手引き」も参考とするものとする。</p>	<p><u>また、道は状況に応じて、必要な機関等に周知を依頼することとする。</u></p> <p>(警報及び注意報発出時の対応) 第8条 (現行のとおり)</p> <p><u>2 警報及び注意報を発出時には、道、市町村、関係機関等は、平時からの取組のほか、次の取組例も参考に、企業や団体の協力を得ながら注意喚起等の必要な取組を行うこととする。</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="330 801 443 871">機関</th> <th data-bbox="445 801 922 871">注意報</th> <th data-bbox="924 801 1453 871">警 報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="330 873 443 1070">道</td> <td data-bbox="445 873 922 1070"> <ul style="list-style-type: none"> ・道民への周知 (HP・SNS) ・専門人材の派遣 ・電気柵や自動撮影カメラの貸出・設置協力 ・関係機関との連携強化 </td> <td data-bbox="924 873 1453 1070"> <ul style="list-style-type: none"> (注意報の取組に加え) ・職員の派遣 ・パトロールの協力 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 1072 443 1370">市町村</td> <td data-bbox="445 1072 922 1370"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知 (HP・SNS・エリアメール・防災無線・広報車・町内会・チラシ配布) ・周辺パトロール ・誘因物の除去や管理の徹底 ・クマの探索、箱わなの設置 ・電気柵や自動撮影カメラの設置 ・関係機関との連携強化 </td> <td data-bbox="924 1072 1453 1370"> <ul style="list-style-type: none"> (注意報の取組に加え) ・対策本部立ち上げ ・24時間体制での町内パトロール ・住民の早朝・夜間の外出の自粛 ・企業等に対する早朝・夜間の活動への配慮のお願い </td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 1373 443 1682">関係機関</td> <td colspan="2" data-bbox="445 1373 1453 1682"> <ul style="list-style-type: none"> ・農業現場における注意喚起・安全確保 (北海道農政事務所・道農政部) ・林業現場における注意喚起・安全確保 (北海道森林管理局・道水産林務部) ・道路・河川巡視におけるヒグマ出没に関する情報提供 (北海道開発局・道建設部) ・観光施設を通じた注意喚起・安全確保 (北海道運輸局・道経済部) ・学校等への注意喚起 (道教育庁・道総務部) ・周辺パトロールの強化 (道警察本部) <p>※ 上記に加え、関係機関の連携強化等、状況に応じた必要な取組を実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>		機関	注意報	警 報	道	<ul style="list-style-type: none"> ・道民への周知 (HP・SNS) ・専門人材の派遣 ・電気柵や自動撮影カメラの貸出・設置協力 ・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> (注意報の取組に加え) ・職員の派遣 ・パトロールの協力 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知 (HP・SNS・エリアメール・防災無線・広報車・町内会・チラシ配布) ・周辺パトロール ・誘因物の除去や管理の徹底 ・クマの探索、箱わなの設置 ・電気柵や自動撮影カメラの設置 ・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> (注意報の取組に加え) ・対策本部立ち上げ ・24時間体制での町内パトロール ・住民の早朝・夜間の外出の自粛 ・企業等に対する早朝・夜間の活動への配慮のお願い 	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・農業現場における注意喚起・安全確保 (北海道農政事務所・道農政部) ・林業現場における注意喚起・安全確保 (北海道森林管理局・道水産林務部) ・道路・河川巡視におけるヒグマ出没に関する情報提供 (北海道開発局・道建設部) ・観光施設を通じた注意喚起・安全確保 (北海道運輸局・道経済部) ・学校等への注意喚起 (道教育庁・道総務部) ・周辺パトロールの強化 (道警察本部) <p>※ 上記に加え、関係機関の連携強化等、状況に応じた必要な取組を実施</p>	
機関	注意報	警 報											
道	<ul style="list-style-type: none"> ・道民への周知 (HP・SNS) ・専門人材の派遣 ・電気柵や自動撮影カメラの貸出・設置協力 ・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> (注意報の取組に加え) ・職員の派遣 ・パトロールの協力 											
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知 (HP・SNS・エリアメール・防災無線・広報車・町内会・チラシ配布) ・周辺パトロール ・誘因物の除去や管理の徹底 ・クマの探索、箱わなの設置 ・電気柵や自動撮影カメラの設置 ・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> (注意報の取組に加え) ・対策本部立ち上げ ・24時間体制での町内パトロール ・住民の早朝・夜間の外出の自粛 ・企業等に対する早朝・夜間の活動への配慮のお願い 											
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・農業現場における注意喚起・安全確保 (北海道農政事務所・道農政部) ・林業現場における注意喚起・安全確保 (北海道森林管理局・道水産林務部) ・道路・河川巡視におけるヒグマ出没に関する情報提供 (北海道開発局・道建設部) ・観光施設を通じた注意喚起・安全確保 (北海道運輸局・道経済部) ・学校等への注意喚起 (道教育庁・道総務部) ・周辺パトロールの強化 (道警察本部) <p>※ 上記に加え、関係機関の連携強化等、状況に応じた必要な取組を実施</p>												
<p>(関係機関等) 第9条 第7条に規定する関係機関等とは、次表に掲げるものとし、道は関係機関等に対し、それぞれ必要と判断する各関連団体等に周知を図るよう依頼出来るものとする。 (表：関係機関 省略)</p> <p>(その他) 第10条 この要領に定めるもののほか、注意報等の発出に関して必要な事項は、環境生活部長が定める。</p>	<p>(関係機関等) 第9条 (削除)</p> <p>(その他) 第9条 (現行のとおり)</p>												